

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年10月7日

香川県知事 真 鍋 武 紀

### 香川県条例第47号

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例（昭和29年香川県条例第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
略			警察法（昭和29年法律第162号）第53条第4項の規定に基づき、警察署の名称、位置及び管轄区域を次のように定める。		
名称	位置	管轄区域	名称	位置	管轄区域
略			略		
香川県さぬき警察署	さぬき市	さぬき市	香川県さぬき警察署	さぬき市	高松市のうち、 <u>庵治町、牟礼町大町、牟礼町原及び牟礼町牟礼</u> さぬき市
略			略		
香川県高松北警察署	高松市	高松市のうち、香川県高松東警察署、香川県高松南警察署及び香川県高松西警察署の管轄区域を除いた区域 香川郡	香川県高松北警察署	高松市	高松市のうち、 <u>香川県さぬき警察署、香川県高松東警察署、香川県高松南警察署及び香川県高松西警察署の管轄区域を除いた区域</u> 香川郡
略			略		

#### 附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。